

# 狭あい道路拡幅整備事業のあらまし

建物を建てる時、その敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。幅員4m未満の道路に接した土地の場合は、道路の中心から2m後退したところまでを道路とみなすことで、建物を建てるができます。

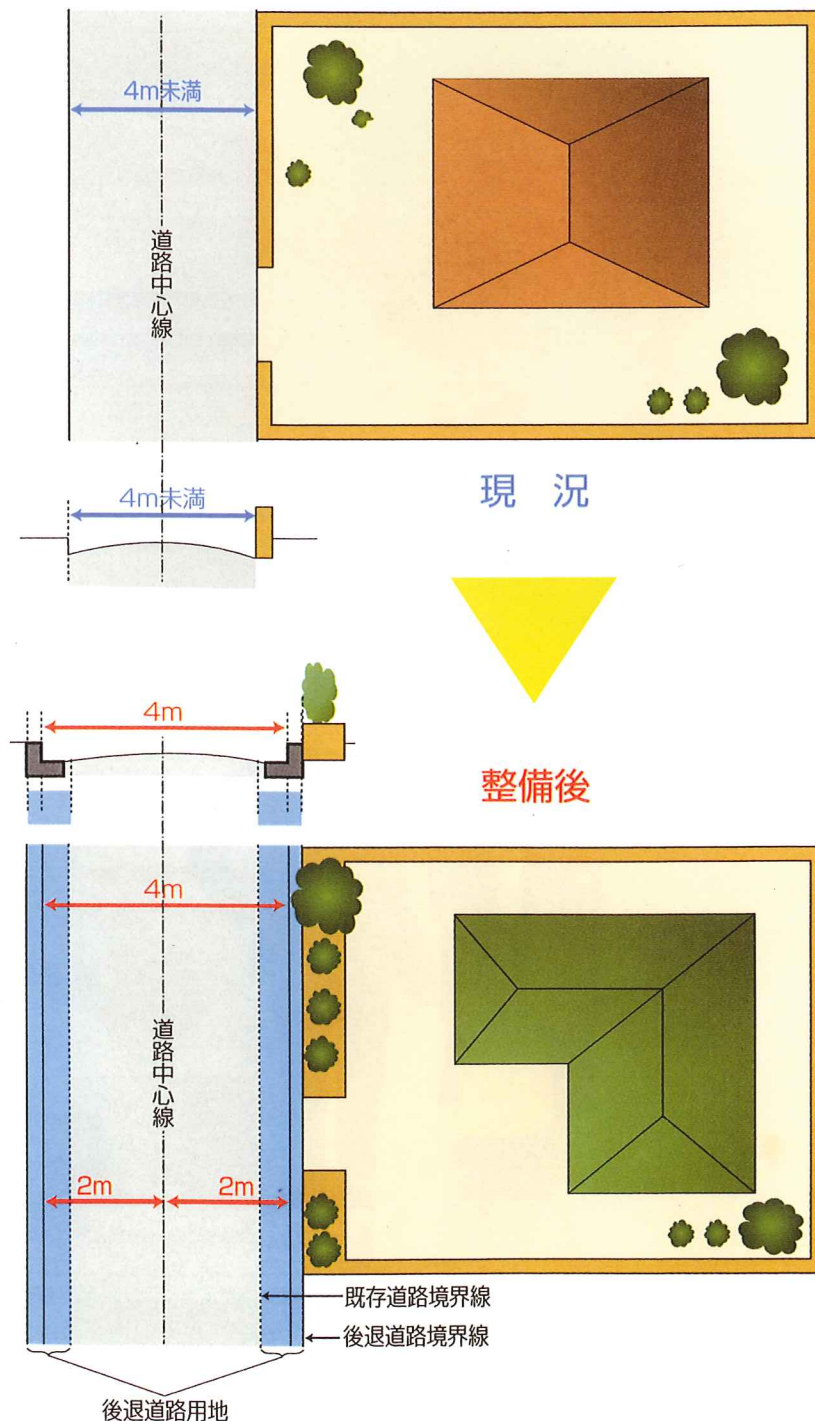
これまで、このように後退してできた道路部分は敷地所有者のものとなっていました。平成10年度から市街化区域内においては稲美町が買い取るなどして、町道として整備していくことにいたしました。この制度を平成15年10月1日から稲美町内全域に広げていくことにしました。

## 事業の対象

町内全域が対象となりますが、次の2つの条件を満たすものに限ります。

- 敷地が幅員4m未満の町道に接していること。
- 建築確認申請が市街化区域内においては、平成10年4月1日以降に出されたものであること。  
市街化調整区域内においては、平成15年10月1日以降に出されたものであること。

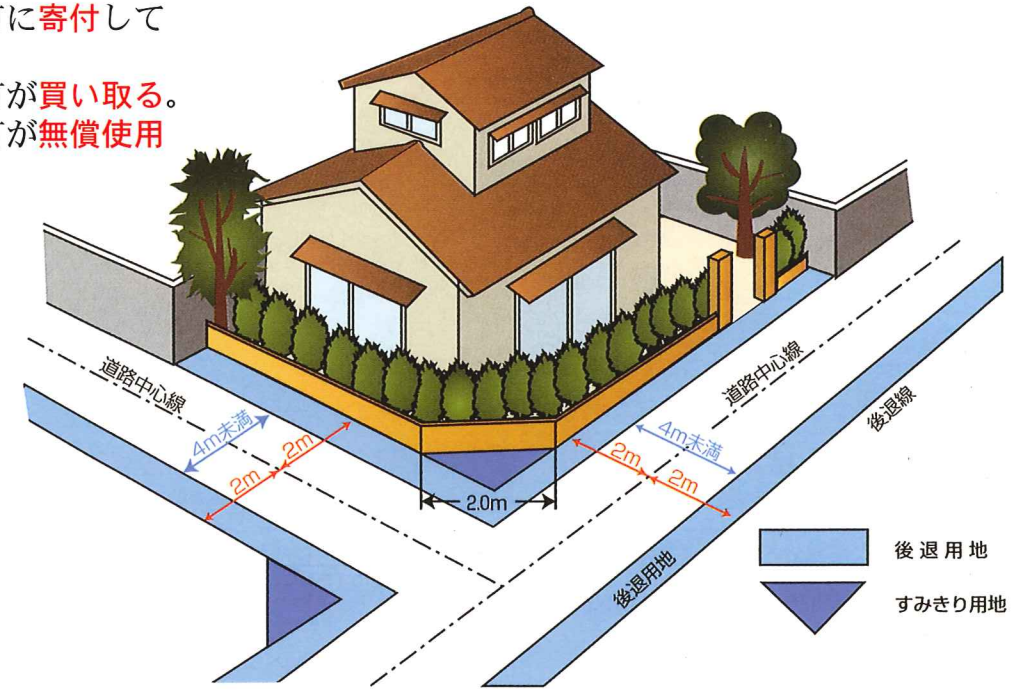
※ したがって、過去において中心後退したもの、また建築の伴わない更地については対象になりません。



## ご協力いただく方法

後退道路用地は、敷地所有者と町との間で、次のいずれかの協議が整った後、町道として整備・管理されます。

- 後退道路用地を町に寄付していただく。
- 後退道路用地を町が買い取る。
- 後退道路用地を町が無償使用させていただく。



## 敷地所有者等への補償など

	寄付	買い取り	無償使用
測量・分筆	町が行います。費用も町が負担します。		
所有権移転登記	町が行います。		
後退道路用地・すみきり用地の買い取り価格等		固定資産評価額の1/2で買い取ります。 (ただし、すみきり用地は固定資産評価額の1.5倍で買い取ります。)	固定資産税・都市計画税を免除します。
門・塀等の除去に対する補償金	除去などにかかった費用のうち、50万円を限度として町が補償します。		
道路の整備・維持管理	門・塀等を除去していただいた後、町が整備・管理します。		